

○

三号)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(電磁的記録による保存)</p> <p>第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。</p> <p>一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は<u>電磁的記録媒体</u>（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルにより保存する方法</p> <p>二 書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読み取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は<u>電磁的記録媒体</u>をもつて調製するファイルにより保存する方法</p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>(電磁的記録による保存)</p> <p>第四条 「同上」</p>
<p>一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルにより保存する方法</p> <p>二 書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読み取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法</p> <p>〔2・3 同上〕</p>	<p>(電磁的記録による作成)</p>

第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。

(電磁的記録による交付等)

第十一條 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る

電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならぬ。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを受け付ける方法

2 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。

(電磁的記録による交付等)

第十一條 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを受け付ける方法

2 「同上」